【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

東海財務局長 【提出先】

【提出日】 平成29年12月1日

【会社名】 日本プラスト株式会社 【英訳名】 NIHON PLAST CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永野 博久 静岡県富士宮市山宮3507番地15 【本店の所在の場所】

【電話番号】 0544(58)6830(代表) 【事務連絡者氏名】 経理部長 野村 豊

【最寄りの連絡場所】 静岡県富士宮市山宮3507番地15

【電話番号】 0544(58)6830(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 野村 豊

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 一般募集 3,389,000,000円

オーバーアロットメントによる売出し

532,100,000円

(注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年11月24 日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社 普通株式の終値を基準として算出した見込額でありま

> ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて 買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行 価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行 価格の総額は上記の金額とは異なります。

2.売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年11月24 日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社 普通株式の終値を基準として算出した見込額でありま す。

【安定操作に関する事項】

- 1.今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式につ いて、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取 引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる 場合があります。
- 2 . 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を 開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であり ます。

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【縦覧に供する場所】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容	
普通株式	3,175,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。	

- (注)1.平成29年12月1日(金)開催の取締役会決議によります。
 - 2.本有価証券届出書の対象とした募集(以下「一般募集」という。)は、当社の保有する当社普通株式の処分 (自己株式の処分)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
 - 3.一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社 株主から475,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売 出し」という。)を行う場合があります。
 - オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
 - 4.一般募集とは別に、平成29年12月1日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式475,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当自己株式処分」という。)を行うことを決議しております。
 - 5.一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
 - 6.振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成29年12月11日(月)から平成29年12月13日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)	
株主割当	-	-	-	
その他の者に対する割当	-	-	-	
一般募集(自己株式の処分)	3,175,000株	3,389,000,000	-	
計 (総発行株式)	3,175,000株	3,389,000,000	-	

- (注)1.全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
 - 2.発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
 - 3.一般募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額の総額は資本組入れされません。
 - 4.発行価額の総額は、平成29年11月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を 基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1.2. 発行価格会社に対象を 当社では、 が取りでは、 が取りである。 当社では、 が取りである。 ができますが、 ができますが、 ができますが、 ができますが、 ができますが、 ができますが、 ができますが、 ができますが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	未定 (注)1. 2.	- (注)3.	100株	自 平成29年12月14日(木) 至 平成29年12月15日(金) (注)4.	1 株につ き発行同 の金額	平成29年12月20日(水)

(注) 1.日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成29年12月11日(月)から平成29年12月13日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当自己株式処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www.n-plast.co.jp/)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 2 . 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3.一般募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。
- 4.申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成29年12月8日(金)から平成29年12月13日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年12月11日(月)から平成29年12月13日(水)までを予定しております。したがいまして、

発行価格等決定日が平成29年12月11日(月)の場合、申込期間は「自 平成29年12月12日(火) 至 平成29年12月13日(水)」

発行価格等決定日が平成29年12月12日(火)の場合、申込期間は「自 平成29年12月13日(水) 至 平成29年12月14日(木)」

発行価格等決定日が平成29年12月13日(水)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意下さい。

- 5.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 7. 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8.株式の受渡期日は、平成29年12月21日(木)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口 座での振替えにより行われます。

(3)【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 静岡支店	静岡県静岡市葵区追手町8番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,809,900株	1.買取引受けによります。 2.引受人は自己株式の処分
SMBC日興証券株式会社	 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 	635,000株	に対する払込金として、 払込期日に払込取扱場所 へ発行価額と同額を払込
大和証券株式会社	 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 	476,200株	むことといたします。 3.引受手数料は支払われま
東海東京証券株式会社	 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 	158,700株	せん。 ただし、一般募集におけ る価額(発行価格)と発
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	95,200株	行価額との差額は引受人 の手取金となります。
計		3,175,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
3,389,000,000	5,300,000	3,383,700,000	

- (注) 1.新規発行による手取金の使途とは一般募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の 概算額とは一般募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
 - 2.引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。 また、消費税等は含まれておりません。
 - 3.払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成29年11月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,383,700,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当自己株式処分の手取概算額上限506,200,000円と合わせた手取概算額合計上限3,889,900,000円について、平成30年3月末までに全額を当社における借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、安全性の高い銀行預金等にて運用する予定であります。

今回の資金調達の目的としては、以下のとおりです。

当社グループは、内外装樹脂事業(プラスチック)と安全事業(ハンドル・エアバッグ)を経営の両輪とし、開発・設計から金型・設備手配、部品生産までを一貫して行うことで、グローバル展開しております。

そうした中、当社グループの主要取引先である自動車メーカーにおいては、各国の市場動向、需要地と生産 地のバランス等を考慮し、海外での現地生産を拡大するとともに、各仕向地ニーズに適合した車両開発のため の開発機能の現地化も加速されており、当社グループ各社はこれらの環境変化に対応すべく、新規車種受注対 応・更新、競争力強化のための省人化・合理化等の設備投資を進めております。

当社グループ各社の今後の更なる資金需要に備えるために、当社の財務基盤の一層の拡充が必要と考えており、今回の一般募集及び本件第三者割当自己株式処分による資金調達は当社における借入金の圧縮を目指すものであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又 は名称
普通株式	475,000株	532,100,000	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 みずほ証券株式会社

(注) 1 . オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から475,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当自己株式処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]

http://www.n-plast.co.jp/)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成29年11月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を 基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)		申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	
未定	自	平成29年12月14日(木)		1株につき	みずほ証券株式会社の		
(注)1.	至	平成29年12月15日(金)	100株	売出価格と	本店並びに全国各支店		
(エノー・		(注)1.		同一の金額	及び営業所		

- (注) 1.売出価格及び申込期間は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。
 - 2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
 - 3.申込証拠金には、利息をつけません。
 - 4.株式の受渡期日は、平成29年12月21日(木)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成29年12月1日(金))現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成29年12月21日(木)に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定であります。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から475,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、475,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式 (以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成29年12 月1日(金)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式475,000株の第三者割当に よる自己株式の処分(本件第三者割当自己株式処分)を、平成30年1月17日(水)を払込期日として行うことを決議 しております。(注)1.

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年1月12日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

EDINET提出書類 日本プラスト株式会社(E02216) 有価証券届出書(参照方式)

(注) 1. 本件第三者割当自己株式処分の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 475,000株

(2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額

と同一とする。

(3)割当先みずほ証券株式会社(4)申込期間(申込期日)平成30年1月16日(火)(5)払込期日平成30年1月17日(水)

(6) 申込株数単位 100株

2.シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成29年12月11日(月)の場合、「平成29年12月14日(木)から平成30年1月12日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成29年12月12日(火)の場合、「平成29年12月15日(金)から平成30年1月12日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成29年12月13日(水)の場合、「平成29年12月16日(土)から平成30年1月12日(金)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である広瀬信は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社の 😩 日本プラスト株式会社 を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当自己株式処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] http://www.n-plast.co.jp/)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

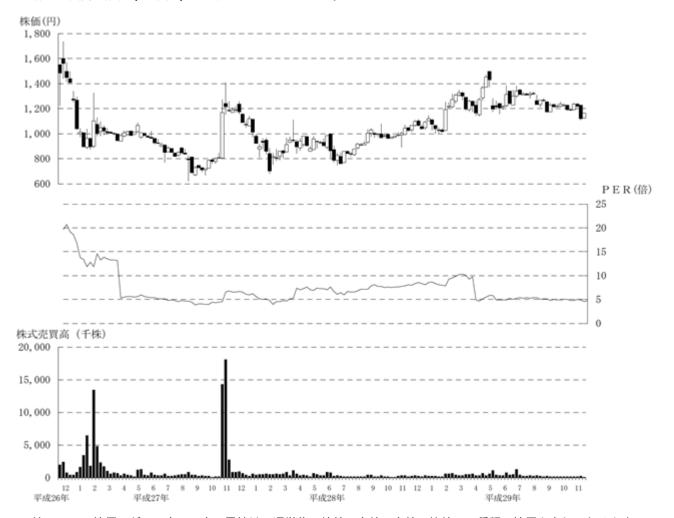
- (1)金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。
- (2)金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(
 - 3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成29年12月2日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成29年12月11日から平成29年12月13日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の 空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1 【株価、PER及び株式売買高の推移】

平成26年12月1日から平成29年11月24日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、PER及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注)1.・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
 - 2. PERの算出は、以下の算式によります。

PER(倍) = 週末の終値 1株当たり当期純利益(連結)

平成26年12月1日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年4月1日から平成29年3月31日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成29年4月1日から平成29年11月24日については、平成29年3月期有価証券報告書の平成29年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年6月1日から平成29年11月24日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等の保有 割合(%)
三井住友アセットマネジメン ト株式会社	平成29年8月15日	平成29年8月18日	変更報告書	1,523,100	7.85

(注) 上記大量保有報告書等は関東財務局及び東海財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第79期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月29日東海財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第80期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月10日東海財務局長に 提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第80期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月10日東海財務局長に 提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年12月1日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月3日に東海財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年12月1日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日 (平成29年12月1日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち当社グループの経営成績及び財務状況等に 影響を及ぼす可能性のあるリスク要因は下記のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成29年6月29日)現在において当社グループが 判断したものであります。

(1)特定の産業、得意先への依存

当社グループは、自動車メーカー及び自動車関連部品メーカーに対し製品を供給しております。このため、各メーカーが製品を販売している日本、北米、欧州、アジアにおける経済情勢等の変化に伴う自動車需要の変動は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その中でも、当社グループは、平成29年3月期において本田技研工業㈱及び同社グループへの販売割合が50.6%、日産自動車㈱及び同社グループへの販売割合が45.7%となっております。このため、これら得意先の販売が減少した場合や経営戦略や購買方針の変更が行われた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競争の激化

当社グループは、品質、コスト、供給、開発すべての領域において、お客様からの支持を得られるよう日々企業努力を重ねておりますが、グローバルでの自動車部品業界の競争はますます熾烈さを増してきております。このため、当社グループが競合先に対して優位な品質競争力、価格競争力の維持ができない場合や魅力ある商品開発ができない場合には、将来の成長を阻害し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3)海外事業進出

当社グループは、北米及び中国等に子会社を設立しており、海外生産の比率は近年高まる傾向にあります。このため、これら地域において、予期しない法律・規制の制定及び変更、各国の政治情勢の変化、人材確保の困難等が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 製品の品質

当社グループは、品質マネジメントシステムISO9001や自動車産業品質マネジメントシステムISO/TS16949:2009の認証を受け、当該規格下において各種製品の製造、品質管理を行い、品質の保持、向上に努めております。

しかしながら、万一、製品の欠陥が発生した場合には、その欠陥内容によっては多額のコスト発生や信用の失墜を招き、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5)原材料市況の変動

ハンドル、エアバッグ、樹脂部品等の当社グループの製品に用いられる鋼材、樹脂原料、マグネシウム地金等の原材料及び部品は、世界規模での需給バランスや各生産地域における経済情勢等により価格が変動しております。 当社グループでは、部品種類の統合化や仕入先の絞込みによるスケールメリットの追求など、仕入コスト増加の回避に努めておりますが、原材料価格の高騰が、販売価格に転嫁できない場合や製造方法改善によるコストダウン

等により吸収できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定の原材料及び部品の外部事業者への依存

当社グループは、多数の外部の取引先から原材料及び部品を購入していますが、製品の製造において使用するいくつかの部品については、一部の取引先にその多くを依存しております。このため、これらの部品について、何らかの理由により主要な取引先から安定的な供給を受けられない場合は、当社グループの生産活動に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 為替・金利変動

当社グループの海外事業における売上、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表作成のために円換算されております。このため、換算時の為替レートにより、これらの項目は元の現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受け、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、通貨の異なる国・地域間の仕入・販売取引に関して、為替動向によっては、為替予約等を実施することにより為替変動リスクのヘッジを行っております。しかしながら、為替変動リスクを完全に排除することは困難であり、大幅な為替変動が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、設備投資資金や運転資金等を金融機関からの借入により賄っております。固定金利借入による 調達やデリバティブ等の活用により、金利変動リスクの低減を図っておりますが、金利変動リスクを完全に排除す ることは困難であり、大幅な金利変動が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可 能性があります。

(8) 知的財産保護

当社グループは、製造する製品に関する特許及び商標を保有し、もしくはその権利を取得することで当社グループが保有する技術等について保護を図っております。また、他社の知的財産権に対する侵害のないようリスク管理に努めております。

しかしながら、当社グループの知的財産権が違法に侵害されることによって、当社グループの事業活動に影響を 及ぼす可能性があります。また、当社グループの製品が第三者の知的財産権に抵触する可能性や損害賠償等の訴訟 を起こされる可能性もあります。これらの要因により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能 性があります。

(9) 災害・戦争・テロ・ストライキ等の影響

当社グループは、世界各国において事業を展開しており、それらの事業は自然災害・戦争・テロ・ストライキ等の影響を受ける可能性があり、これらの事象が発生した地域においては、原材料や部品の購入、製品の生産・販売及び物流サービス等に遅延、混乱及び停止が生じる可能性があります。また、一つの地域でこれらの事象が発生した場合には、それ以外の地域へ影響する可能性もあり、これらの遅延、混乱及び停止が生じ、それが長引くようであれば、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 退職給付債務による影響

当社グループの退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待収益率に基づいて算出されております。このため、実際の運用結果が前提条件と異なる場合や前提条件が変更された場合には、その影響は累積され、将来にわたって規則的に認識されるため、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制

当社グループは、事業展開する各国において、安全基準、有害物質や生産工場からの汚染物質排出レベルなどの様々な法的規制の適用を受け、これらの関連法規を遵守した事業活動を行っております。

しかしながら、将来においてこれらの法的規制の強化や新たな規制の制定が行われた場合には、当社グループの 事業活動が制限される可能性や、これらの規制を遵守するための費用増加につながる可能性があり、当社グループ の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本プラスト株式会社本社 (静岡県富士宮市山宮3507番地15) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。